

2022 年 2 月 25 日

パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社

第三者委員会からの施工品質に関する調査報告書受領のお知らせ

当社は、施工管理技士資格等における実務経験の不備について、2021 年 7 月 15 日に第三者委員会より「調査報告書」（前回報告書）を受領しましたが、前回報告書では、実務経験の不備者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件（資格不備者配置物件）における施工品質の問題の有無については、第三者調査機関による調査結果を待ってその適切性について判断するとされていきました。昨日、第三者委員会より、資格不備者配置物件における施工品質に問題が認められなかった旨の調査結果を記載した「調査報告書」（今回報告書）を受領しましたので、その内容をお知らせします。また、今回報告書の受領を持ちまして第三者委員会による委嘱調査が完了しましたことをお知らせします。

建設工事の適切な施工の確保を図る上で、根幹的な役割を果たすべき施工管理技士資格等の不正取得により、国土交通省等の行政機関、当社に対して建設工事をご依頼いただいたお客様やお取引先の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

記

【施工品質調査の概要】

1. 資格不備者配置物件

当社は、前回報告書における第三者委員会による技術検定試験の受験資格の有無に係る判定結果のうち、合格年度を基準として受験資格が「×」（受験資格なし）と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件を抽出しました。

抽出した物件のうち、資格を保有する者が施工管理を行ったと事実上評価できるものについては、施工品質の調査対象から除外しました。

その結果、当社における資格不備者配置物件は、合計 1,222 件となりました。

2. 調査対象物件の選定

当社における資格不備者配置物件は、A：不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件、B：不特定多数が利用する物件及び C：利用者が限定されておりその影響が施主様にとどまると考えられる物件があり、このうち A 及び B に該当する物件については、発注者様又は元請事業者様に施工品質に関する調査希望の意向等を確認し、調査希望のない物件のうち、施工品質調査を実施する必要がないと判断し、第三者委員会による確認を得たものを施工品質調査の対象外としました。

また、C に該当する物件については、施主様において施工品質の不備が察知できる物件（以下「察知物件」という。）と察知できない物件（以下「非察知物件」という。）に分類し、非察知物件のうち第三者委員会設置時点において当該物件の引渡しから 2 年以内の物件については、施主様等に施工日以降に発生した不具合の有無等を確認し、不具合が発生していないとの回答があった物件を施工品質調査の対象外としました。非察知物件のうち第三者委員会設置時点において 2 年を経過している物件及び察知物件については、当社のホームページに相談窓口を設置し、施主様等から連絡を受けた場合に、施工品質調査の対象とするかどうかを検討しました。

その結果、施工品質調査の対象となった物件は、資格不備者配置物件 1,222 件のうち合計 20 件（以下「調査対象物件」という。）となりました。

3. 第三者調査機関による施工品質調査

当社は、施工品質の調査を行うに当たり、第三者委員会による関係資料の精査及び関係者に対するヒアリング等の確認を得て、専門的技術的知見を有する技術委員及び第三者調査機関を選任しました。

また、第三者調査機関と施工品質の調査方法について協議を行い、技術委員の意見も踏まえ、施工品質の調査対象となる物件が施工品質を充足すると認められるか否かを確認するために当社の施工対象物件の工事種別ごとに調査手順、評価項目の方針を策定しました。

第三者調査機関による施工品質調査の結果、当社は当該第三者調査機関から施工品質について問題ない旨の報告書を受領しましたので、第三者委員会に同報告書を提出しました。

4. 第三者委員会による調査方法に対する評価

第三者委員会は、上記 1. 記載の資格不備者配置物件の抽出方法が適正であること、上記 2. 記載の調査対象物件の選定において施工品質調査をする必要性が認められないと判断することにつき不合理な点が認められないこと並びに上記 3. 記載の方法により選任された技術委員及び第三者調査機関の中立性、独立性及び専門性に問題がないことを確認しています。

5. 第三者委員会による調査結果に対する評価

第三者委員会は、技術委員及び第三者委員会の委員による現地調査への立ち会いや第三者調査機関から提出を受けた調査報告書の検証等の確認を踏まえ、調査対象物件につき第三者調査機関により適切に調査されていることが認められ、資格不備者配置物件の施工品質に問題が認められなかったと評価しています。

以上

【報道関係者様お問い合わせ先】

コンシューマーマーケティング部門 広報担当 （電話 03-5781-4183）

2022 年 2 月 24 日

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社 御中

調 査 報 告 書

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社第三者委員会

委員長	川 俣 尚 高
-----	---------

委 員	本 村 健
-----	-------

委 員	角 野 秀
-----	-------

委 員	若 林 功
-----	-------

委 員	森 駿 介
-----	-------

目次

第1	本報告書について.....	4
1.	本報告書提出の経緯.....	4
2.	当委員会の構成及び調査体制.....	4
3.	本報告書に係る調査期間.....	5
第2	資格不備者が配置された物件の施工品質の調査.....	5
1.	調査の実施調査の実施.....	5
(1)	資格不備者配置物件.....	5
(2)	調査対象物件の選定.....	6
(3)	調査対象物件の調査.....	8
2.	施工品質の調査に対する当委員会の評価.....	9
(1)	施工品質の調査方法に対する評価.....	9
(2)	第三者調査機関による調査結果に対する評価.....	10
(3)	結語	10

【別紙一覧】

別紙 1 （省略）

別紙 2 （省略）

別紙 3 （省略）

第1 本報告書について

1. 本報告書提出の経緯

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社（以下「PCMC 社」という。）は、2020 年 11 月 2 日開催の取締役会において、施工管理技士の技術検定試験等の実務経験の不備者が認められたことに係る一連の経緯に関する調査や PCMC 社における類似する事象の有無等に関する調査を主たる目的として PCMC 社第三者委員会¹（以下「当委員会」という。）を設置した。

当委員会は、2021 年 7 月 15 日付け調査報告書（以下「前回報告書」という。）の提出以降、当委員会の調査により判明した資格不備者が配置された可能性のある物件について施工品質確認を実施し、調査を継続した。

この点、上記物件のうち実際に資格不備者が配置された物件を特定して初めて施工品質の確認が可能となることから、前回報告書提出時点では、その性質上、当該物件の施工品質の調査について報告の対象としていなかったところ、本報告書は、資格不備者配置物件の施工品質の調査について、本件第三者調査機関による施工品質の調査が完了し、その調査結果報告書を受領したことから、その結果及び当委員会としての評価に関する報告を行うものである。

2. 当委員会の構成及び調査体制

当委員会の構成は、前回報告書提出時と同様、以下のとおりである。

委員長	川俣 尚高	丸の内総合法律事務所 弁護士
委員	本村 健	岩田合同法律事務所 弁護士
委員	角野 秀	岩田合同法律事務所 弁護士
委員	若林 功	丸の内総合法律事務所 弁護士
委員	森 駿介	岩田合同法律事務所 弁護士

当委員会は、下記の弁護士 9 名を調査補助者として任命し、本調査に当たらせた。これらの者は、いずれも本調査以前に PCMC 社から法律事務の委任を受けたことはなく、同社との間に利害関係はない。

丸の内総合法律事務所	弁護士	長島 亘
	弁護士	岩元 昭博
	弁護士	加藤 将平
	弁護士	佐々木 賢治

¹ 当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置されている。

岩田合同法律事務所	弁護士	青木	晋治
	弁護士	石川	哲平
	弁護士	伊東	夏帆
	弁護士	野口	大資
	弁護士	安西	一途

3. 本報告書に係る調査期間

本報告書に係る調査期間は、2021 年 7 月 15 日から 2022 年 2 月 20 日までである。

第2 資格不備者が配置された物件の施工品質の調査

1. 調査の実施調査の実施

(1) 資格不備者配置物件

PCMC 社は、技術検定試験につき、パナソニック株式会社の建設業・安全管理部及びリーガル部門（以下「PC 建安部等」という。）並びにパナソニック本社のアドバイザー弁護士のうち判定調査の経験のある弁護士を中心に構成される弁護士（以下「**判定担当弁護士**」）による判定及び当委員会による不服申立審査を経て確定した受験資格の有無に係る判定結果（前回報告書第 4・2(1)）のうち、合格年度を基準として受験資格が「×」（受験資格なし）と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件を抽出することとした²。

同様に、PCMC 社は、PC 建安部等及び判定担当弁護士による判定並びに当委員会による不服申立審査を経て確定した実務経験による監理技術者資格の要件の有無に係る判定結果（前回報告書第 4・2(2)）のうち、資格要件が「×」（資格要件なし）と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件を抽出することとした。

抽出した各物件のうち、以下の㉞～㉟については、資格を保有する者が施工管理を行ったと事実上評価できるものと判断し、施工品質の調査対象から除外することとした（以下、技術検定試験の受験資格及び実務経験による監理技術者資格の要件につき「×」と判定された者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件のうち、㉞～㉟のいずれかに該当するものを除いたものを総称して「**資格不備者配置物件**」という。）。

㉞合格年度を基準として判定した施工管理技士の受験資格は×と判定された者のうち主任技術者の要件を満たしていた者が、主任技術者として配置された物件（当該要件を満たした時点以降のものに限る。）

² 主任技術者又は監理技術者は、本邦における建設工事の適正な施工を確保するために設置が建設業法上、義務付けられるものである。そのため、物品販売、修繕工事及び海外での工事など建設業法上の建設工事といえないものについては、同法の対象ではないため、抽出していない。また、令和 3 年 4 月 30 日時点において、対象物件が現存しないか、将来において利用される予定のないことを、PCMC 社として把握した物件については、抽出していない。以下同じ。

- ①1 級施工管理技士の受験資格は×であった者のうち 2 級施工管理技士の受験資格は○であった者が、主任技術者として配置された物件
- ②施工管理技士の受験資格又は実務経験による監理技術者の資格は×である者のうち他の国家資格等により主任技術者又は監理技術者の資格を有する者が、主任技術者又は監理技術者として配置された物件（主任技術者の資格を有する者が監理技術者として配置された物件は除く。）³
- ③監理技術者の資格申請時点の実務経験に照らすと監理技術者の資格は×である者のうち申請日以後の実務経験を考慮すると監理技術者の資格を有する者が、監理技術者の資格を有する時点以降に主任技術者又は監理技術者として配置された物件
その結果、PCMC社における資格不備者配置物件は、別紙 1 のとおりであり、合計 1,222 件である。

(2) 調査対象物件の選定

PCMC 社における資格不備者配置物件は、A：不特定多数の人体／環境に影響を及ぼす可能性のある物件、B：不特定多数が利用する物件及び C：利用者が限定されておりその影響が施主にとどまると考えられる物件がある。このうち C に該当する物件については、施主において施工品質の不備が察知できる物件（以下「**察知物件**」という。）と察知できない物件（以下「**非察知物件**」という。）がある。

さらに、資格不備者配置物件の中には、既に資格不備者が配置された工事により設置された設備が撤去されていることから、施工品質の調査が困難となる物件等が存在する。

そこで、PCMC 社は、A 及び B に該当する物件にあつては、資格不備者配置物件の発注者又は元請に対し、「事前調査確認書」（別紙 2）を交付し、当該物件について、①設備の現存の有無（将来利用する可能性を含む）、②施工日以降に発生した不具合の有無、③施工品質に関する調査希望の意向、④上記③の調査を希望しない意向を有する場合にあつてはその理由を照会することとした。また、非察知物件のうち当委員会設置時点において当該物件の引渡しから 2 年以内にある物件⁴にあつては、施主等に対し、「お施主様ご意向確認書」（別紙 3）を交付し、①設備の現存の有無（将来利用する可能性を含む）、②施工日以降に発生した不具合の有無、③不具合が発生している物件について施工品質に関する調査希望の意向、④上記③の調査を希望しない意向を有する場合にあつてはその理由を照会することとした。そして、「お施主様ご意向確認書」において不具合が発生していないとの回答があつた物件については第三者調査機関によ

³ 例えば、第 1 種電気工事士の免状を有する者が、電気工事の主任技術者として配置された物件がこれに該当する。

⁴ 引渡し後 2 年以内にある物件に限ったのは、施工契約上瑕疵担保責任を 1 年間で定めたものが多いこと等を踏まえ、契約上の瑕疵担保期間よりも長い 2 年としたことによる。

る施工品質調査の対象外とした⁵。非察知物件のうち当委員会設置時点において2年を経過している物件については、PCMC社のホームページ上において相談窓口を当委員会が必要と認める時期まで設置し、施主等から連絡を受けた場合に、当該施主等の意向や当該物件の状況を踏まえ、第三者調査機関による施工品質調査の対象とするかどうか検討することとした。

また、察知物件にあつては、PCMC社のホームページ上において相談窓口を当委員会が必要と認める時期⁶まで設置し、施主等から連絡を受けた場合に、当該施主等の意向や当該物件の状況を踏まえ、第三者調査機関による施工品質調査の対象とするかどうか検討することとした。

そして、PCMC社は、上記④の理由として、以下の(i)～(v)のいずれかに該当する物件（以下「**調査対象外物件**」という。）については、第三者調査機関による施工品質調査を実施する必要性が認められないと判断し、当委員会による確認を得て、第三者調査機関による施工品質調査の対象から除外した。

- (i) 施工当時の物件が現存していない又は更新予定であるとの回答があつた物件（将来において利用する予定がないとの回答があつた物件も含む）
- (ii) 段階検査、竣工検査及び完成検査において施工上の問題が認められなかったとの回答があつた物件
- (iii) 定期的な保守点検において施工上の問題が認められなかったとの回答があつた物件
- (iv) 発注者又は元請が施工品質調査を拒否した物件
- (v) 合理的な確認手段を尽くしたにもかかわらず、事業譲渡や組織再編等の理由により当該物件の現存の有無や「事前調査確認書」による意向等について確認が困難であつた物件

なお、当委員会は、PCMC社が発注者等から受領した「事前調査確認書」及び「お施主様ご意向確認書」については、そのPDFデータを直接確認するとともに、これらの確認書の受領が困難となる事情のある物件については、PCMC社をして、発注者等に対し、当該物件が上記(i)～(v)のいずれかに該当することを確認させ、PCMC社からその確認結果の報告を受けた。

その結果、施工品質調査の対象となつた物件は、別紙1のとおり合計で20件（以下「**調査対象物件**」という。）となつた。

⁵ 「お施主様ご意向確認書」では、包括的な確認ではなく、典型的に発生し得る不具合を列挙する形で確認を行った。なお、典型的に発生し得る不具合について、第三者調査機関及び技術委員に意見照会したところ、特段不足はなく問題はないこと、不具合が発生していない旨の回答を得た物件について第三者調査機関による詳細な施工品質調査をしないことにも合理性があるとの意見を得た。

⁶ 2021年7月16日から同年12月24日まで設置した。なお、ホームページ上における相談窓口には施工品質検証を求める要望は寄せられなかった。

なお、資格不備者配置物件のうち調査対象物件と調査対象外物件の内訳は下表のとおりである。

資格不備者配置物件	調査対象物件	調査対象外物件
1,222 件	20 件	1,202 件 (内訳) ① (i) に該当する物件：2 件 ② (ii) 又は (iii) の少なくとも一方に該当する物件：59 件 ③ (iv) に該当する物件：0 件 ④ (v) に該当する物件：1 件 ⑤ 非察知物件のうち、当委員会設置時点で引渡から2年を経過している物件又は不具合が発生していないとする物件：178 件 ⑥ 察知物件：962 件

(3) 調査対象物件の調査

ア. 技術委員の選任

PCMC 社は、施工品質の調査を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、当該知見を有する技術委員を選定した⁷。当委員会は、当該選任に先立ち、関係資料の精査及び関係者に対するヒアリングを行い、技術委員の中立性、独立性及び専門性を有することを確認した。

イ. 第三者調査機関の選任

PCMC 社は、第三者調査機関に施工品質の調査を依頼し、その承諾を得た。当委員会は、当該依頼に先立ち、関係資料の精査及び関係者に対するヒアリングを行い、中立性、独立性及び専門性を有することを確認した。

ウ. 施工品質の調査手順、評価項目の策定

PCMC 社は、第三者調査機関と施工品質の調査方法について協議を行い、技術委員の意見も踏まえ、施工品質の調査対象となる物件が施工品質を充足すると認められるか否かを確認するために PCMC 社の施工対象物件の工事種別ごとに調査手順、評価項目の方針を策定し、さらなる詳細については前回報告書提出日以降、技術委員及び第三者調査機関と協議の上で、策定した。

なお、施工当時の試験結果の記録等から、書面上、施工の適切性が確認できる物件については、技術委員の意見を踏まえた上で、第三者調査機関が書面を確認する方法により施工品質調査を実施することとした。

⁷ 法人としての選任である。

エ. 施工品質の調査結果

PCMC 社は、第三者調査機関に対し、調査対象物件の施工品質について、前記ウの評価項目に基づき施工品質の調査を依頼し、第三者調査機関による調査を行った。

そして、PCMC 社は、第三者調査機関から施工品質について問題ない旨の調査結果を記載した報告書（以下「**確認結果報告書**」という。）の提出を受けた。

当委員会は、確認結果報告書について、技術委員の意見を求め、いずれの物件についても施工品質について問題が認められない旨の報告を受けた。

2. **施工品質の調査に対する当委員会の評価**

(1) **施工品質の調査方法に対する評価**

ア. 資格不備者配置物件及び調査対象物件の抽出方法に対する評価

PCMC 社は、資格不備者配置物件の抽出に当たり、技術検定試験の受験資格及び実務経験による監理技術者資格の要件が「×」と判定された者が、主任技術者又は監理技術者として配置されたことが確認できた物件について施工品質の調査対象とすることとしたところ、当委員会は、PCMC 社から、当該抽出方法の具体的手順についてヒアリングし、資格不備者配置物件の抽出方法が適正であることを確認した。

また、資格不備者配置物件については、発注者等より、「事前調査確認書」又はその他の方法により調査が不要であるとの意向が示された物件について、必要に応じ、技術委員に諮問し、又は PCMC 社をして発注者に対して、施工品質の確認が不要である理由を確認した。また、施主への連絡先が不明である等の事情が存在する物件については、PCMC 社、又は元請を通じて照会及び調査をさせ、合理的な確認手段を尽くしたにもかかわらず、物件の現存の有無や「事前調査確認書」による施主等の意向確認が困難であると判断した物件については、施工品質調査の対象から除外し、施工品質調査の対象としないことについて不合理な点が認められないことを確認した。

以上のとおり、資格不備者配置物件及び調査対象物件の抽出について問題がないものと評価した。

イ. 技術委員の選任に対する評価

当委員会は、PCMC 社が選任した技術委員について、PCMC 社との利害関係の有無及びその技術的知見について確認した。

まず、当委員会は、技術委員について、PCMC 社から資料提出及びヒアリングする方法により、技術委員が PCMC 社を含むパナソニックグループと取引関係にないか又は取引量が少ないことを確認し、選任された技術委員が PCMC 社を含むパ

ナソニックグループとは特段の利害関係がなく、施工品質の確認に当たり、中立性、独立性に問題がないことを確認した。

また、当委員会は、技術委員に対しヒアリングをすることにより、専門的知見を有しており、施工品質調査に関する技術的知見を得ることにつき問題がないことを確認した。

以上のとおり、当委員会は、技術委員について、いずれも中立性、独立性及び専門性について問題がないものと評価した。

ウ. 第三者調査機関の選任に対する評価

当委員会は、PCMC 社が選任した第三者調査機関について PCMC 社との利害関係の有無及びその調査能力について確認した。

まず、当委員会は、第三者調査機関について、PCMC 社から資料提出及びヒアリングする方法により、第三者調査機関が PCMC 社を含むパナソニックグループと取引関係にないか又は取引量が少ないことを確認し、選任された第三者調査機関がいずれも PCMC 社を含むパナソニックグループとは特段の利害関係がなく、施工品質の確認に当たり、中立性、独立性に問題がないことを確認した。

また、当委員会は、第三者調査機関に対しヒアリングをすることにより、施工品質調査に関する技術的知見を得ることにつき問題がないことを確認した。

以上のとおり、当委員会は、第三者調査機関について、中立性、独立性及び専門性について問題がないものと評価した。

(2) 第三者調査機関による調査結果に対する評価

当委員会は、技術委員及び当委員会の委員又はその補助者を現地における調査に一部立ち合わせ、第三者調査機関による調査につき、調査能力や中立性、独立性を疑わせるような問題がないことを確認した。また、PCMC 社から提出を受けた確認結果報告書の内容を検証し、確認結果報告書に付記された技術委員の意見も踏まえ、その結果等の内容に問題がないことを確認した。

(3) 結語

以上より、調査対象物件につき第三者調査機関により適切に調査されていることが認められ、資格不備者配置物件の施工品質に問題が認められなかったことが認められた。

以上